

エヌ・シティ西町会弔慰見舞に関する細則

第 1 条(目的)

この細則は、エヌ・シティ西町会として従来から慣例的に運用されてきた弔慰行為を明文化することにより、町会会員を対象とした弔慰見舞の取り扱いについて差異が生じぬよう周知・運用することを目的とする。

第 2 条(会員の定義)

会員とは「エヌ・シティ西町会会則」第 5 条 1 項の定めるところにより、第 3 条に定める区域に住所を有する個人で本町会に入会したもので、しかも同区域に居住するものとする。但し、第 2 項に定める賛助会員は対象としない。

第 3 条(報告及び弔慰見舞金)

各班の班長は当該班の会員が死亡した時には、その旨を速やかに会長に報告するものとする。エヌ・シティ西町会は弔慰見舞金として金5,000 円を遺族におくるものとする。
なお、弔慰見舞金に対する一切の返礼はなしとする。

第 4 条(その他)

この細則に定めのない弔事に関する事項については役員会に諮り決議する。

付則

この細則は 2024 年 6 月 16 日より施行する。